

～令和4年度 在宅療養支援ベッド利用の流れ～

一社)飯能地区医師会 在宅医療連携拠点はんのう

令和4年度の在宅療養支援ベッド運用では、かかりつけ医並びに協力医療機関がよりスムーズに入院に繋がられるように一部見直しを行いました。

1. 在宅療養患者の状態変化

↓

2. 往診医(かかりつけ医)による入院の判断

↓

3. 往診医(かかりつけ医)が下記の協力医療機関の中で調整を行う。

飯能市：飯能中央病院, 飯能靖和病院, 飯能老年病センター, 佐瀬病院

日高市：旭ヶ丘病院, 岡村記念クリニック

※平日 9:00～16:30(土曜日に掛かる場合は医療機関へ確認)

↓

4. 入院受け入れ決定…往診医が診療情報提供書作成

↓

5. 入院時…診療情報提供書を医療機関へ提出

↓

6. かかりつけ医, 受け入れ医療機関, 拠点にて入院情報を共有

↓

7. 退院…受け入れ医療機関から拠点に退院連絡、又は支援ベッド確保実績報告提出にて確認とする。

2022/03/25 更新